

平成26年6月27日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

池田市長 小南 修身
池田市教育委員会

要望書に対する回答について

平素は、本市の市政運営にご理解、ご協力賜り厚くお礼申しあげます。
平成26年6月3日付けの要望書について下記のとおり回答させていただきます。

1, 職員問題について

自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にあります。

特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直面するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきです。仮に正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいにつながるように制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望いたします。

行財政改革の進捗を見ながら、財政状況を勘案し、適正な人員数と配置を考えて参ります。

また、非正規職員については、今後も人権講演会や交通安全講習会などの研修の実施に努めてまいります。

回答:市長公室人事課

2, 国民健康保険・医療について

①国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げること。保険料については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免(こどもの均等割は0にするなど)、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提にしてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。(減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。)なお、生活保護基準引き下げによる保険料減免と利用料減免での影響について具体的にお答えください。

一般会計から国民健康保険特別会計への繰入につきましては、国の繰入基準に基づいて行っているところです。また、従来から本市独自の保険料軽減・減免制度を実施しており、それらに要する費用を一般会計から繰り入れております。厳しい財政状況が続く中、保険料引き下げのために一般会計からこれ以上の繰入を行うことは非常に困難であると考えております。

保険料の減免につきましては、災害や失業・疾病などによる著しい所得の減少により保険料の納付が困難な方や障がい者を対象として、条例及び要綱に基づき対応しております。

一部負担金減免につきましては、池田市国民健康保険条例施行規則に基づき、通院も含めて実施しているところです。窓口において生活実態などを十分にお聞きした上で、適切に対応してまいります。

また、減免制度の周知につきましては、ホームページに概要を掲載しておりますが、今後は更にわかりやすいものに改善していきたいと考えております。

回答:福祉部国保・年金課

2, 国民健康保険・医療について

②「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納をしても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらぬこと。財産調査・差押については法令を遵守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法15条・国税徴収法153条にもとずき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府2012年3月27日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。また昨年11月の鳥取県児童手当差押事件(広島高裁松江支部)判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押止財産については差し押さえないこと。

特別な理由も無く一定期間以上の滞納が続いた場合には、被保険者間の負担の公平を図る観点から、資格証明書を交付することが保険者に義務付けられているところです。

交付にあたっては、一律機械的に行うのではなく、弁明の機会を設け、個別事情を十分考慮して対応しております。

高校生世代以下の子どもの被保険者証につきましては、有効期限内に郵送しております。

保険料の滞納による財産差押につきましては、被保険者間の負担の公平を図る観点から、滞納保険料の納付相談等の呼びかけに応じていただけない世帯に限り実施しております。差押にあたっては、事前に数度の通知を行い納付や納付相談を呼びかけたうえで、納付できるだけの財産等があるにもかかわらず納付しない方に限り実施するなど、慎重に対応しております。

回答:福祉部国保・年金課

2, 国民健康保険・医療について

③国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

国民健康保険の制度等につきましては、日ごろから担当職員間で情報共有し、正しく理解したうえで業務にあたっており、今後も更に認識を深めるよう努めてまいります。

回答:福祉部国保・年金課

2, 国民健康保険・医療について

④国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。

納付相談等において生活困窮状態にあると思料される場合、本人の了解を得た上で、生活保護担当課に連絡・相談をしております。

回答:福祉部国保・年金課

2, 国民健康保険・医療について

⑤国民健康保険運営協議会は住民参加・住民代表の公募・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録を作成しホームページで公開とすること。

国民健康保険運営協議会は原則公開とし、傍聴を認めております。開催についての市民への周知についても、市掲示板において実施日時、案件等を一定期間掲示してお知らせしているところです。

回答:福祉部国保・年金課

2, 国民健康保険・医療について

⑥2015年度「財政共同安定化事業」1円化にむけては、大阪府が一方的に算定方法を決め、大規模自治体のみが一人勝ちをし、その他の自治体が交付より拠出が大幅に上回るために保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう市町村として意見をだすこと。

保険財政共同安定化事業の拠出金の算定方式にいわゆる総所得割が導入されたことにより、本市におきましても拠出金が増加しました。

今後の拠出金の算定方式の検討にあたっては、市町村と十分協議をするとともに、保険料負担が増加する市町村に対しては、激変緩和のための財政支援など必要な対策を講じるよう大阪府に要望しています。

回答:福祉部国保・年金課

2, 国民健康保険・医療について

⑦福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

地方単独事業実施に伴う国庫負担金の削減措置につきましても、市長会を通じて廃止を要望しているところです。

また、厳しい財政状況が続く中、一般会計からこれ以上の繰入を行うことは非常に困難であると考えております。

回答:福祉部国保・年金課

2, 国民健康保険・医療について

⑧無料低額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンターに常時配架すること。

大阪府内の無料低額診療事業実施施設の一覧を国保・年金課の窓口にて備えています。

回答:福祉部国保・年金課

3, 健診について

①特定健診は国基準に上乗せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

本市では、特定健診の基本項目に上乗せし、追加健診として、貧血検査、白血球、ALP、クレアチニン、尿素窒素、尿潜血などの追加健診を市独自で実施し、従来の住民健診と同等の内容の健診を行っており、費用についても無料です。結核検診についても、65歳以上の希望者に無料で実施をしております。

回答:子ども・健康部健康増進課

3, 健診について

②がん検診等の内容を充実させ特定検診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

がん検診と健康診査の同時実施については、がん検診受託医療機関では健康診査とがん検診は同時実施可能です。また、休日急病診療所では総合がん検診として、健康診査と同時に胃がん、肺がん、大腸がんをセットで実施しています。

がん検診の費用は診療報酬の2割程度の一部自己負担金を徴収し、生活保護世帯、市民税非課税世帯等の方は、一部自己負担金の免除を行っています。

回答:子ども・健康部健康増進課

3, 健診について

③人間ドック助成を行うこと。

人間ドッグについては、特定健康診査が始まったときに廃止をし、人間ドッグに変わる総合がん検診を実施しております。

費用は、診療報酬の2割程度の一部自己負担金を徴収し、生活保護世帯、市民税非課税世帯等の方は、一部自己負担金の免除を行っています。

回答:子ども・健康部健康増進課

3, 健診について

④日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。

健診に関しては、平日だけでなく土曜日にも実施をしています。また、医師会委託で市内の医療機関でない会館等において健診を実施しております。

回答:子ども・健康部健康増進課

4, 介護保険について

①第5期介護保険事業会計の見通しを明らかにするとともに、第6期介護保険料については、特に基準額以下の段階を国の段階よりも引き下げ×0.1や0.2などを作ること。その場合、一般会計からの繰入を行い、保険料全体で調整しないこと。また本人課税の段階についてより多段階化をし、例えば所得200万円と400万円の人が同じ保険料となるような不公平な保険料とならないよう配慮すること。低所得者に対する独自の保険料減免制度を改善すること。

第5期介護保険事業会計の見通しについては、決算委員会後に公表します。

介護保険料については、池田市では、12段階のきめ細かい設定をしており、第6期介護保険料についても同様のきめ細かい設定をする所存です。

回答:福祉部介護保険課

4, 介護保険について

②国庫負担割合の引上げを国に求めること。

国庫負担割合の引上げについては、市長会等を通じて要望していく所存です。

回答:福祉部介護保険課

4, 介護保険について

③直近の要支援者の訪問介護・通所介護利用者数及び実態を明らかにし、これらの利用者のサービスを第6期以降においても継続すること。要支援者の訪問介護・通所介護については、利用者のサービス選択権を保障し、希望するすべての利用者には既存のサービスを提供できるようにすること。「多様な主体による多様なサービス」について確保の見通しについて明らかにすること。「新しい総合事業」を実施する自治体の体制(担当課、担当職員数、委託先団体、連携先等)を明らかにすること。

「新しい総合事業」の実施については、平成26年度中に事業計画策定委員会で審議していただき体制も含め第6期中に実施していく所存です。

回答:福祉部介護保険課

4, 介護保険について

④利用者負担割合を引上げないこと。国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、補足給付の対象に資産要件を盛り込まないよう国にもとめること。国が制度化するまでは市町村として独自減免を行うこと。

国負担での軽減についてはこれまでも府を通じて国に要望しているところです。制度改正による補足給付の資産要件については、国からの詳細を踏まえ事業計画策定委員会で審議していただき第6期事業計画に位置づける所存です。

回答:福祉部介護保険課

4, 介護保険について

⑤行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。

このことについては府に要望していく所存です。

回答:福祉部介護保険課

4, 介護保険について

⑥不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

本市においては、必要な方に必要なサービスができるよう事業者に指導しており、不当にサービスを制限する「ローカルルール」は適用しておりません。

回答:福祉部介護保険課

4, 介護保険について

⑦第6期介護保険事業計画策定に当たっては「日常生活圏域部会」を設置し、中学校区ごとの調整を踏まえて日常圏域ごとの計画を策定すること。また、地域包括支援センターも日常生活圏域に1箇所設置すること。

本市は、東西に狭く、南北に細長く、また面積の3分の1を五月山が占めるという独特な地形をしており生活圏域の設定は2圏域で、地域包括支援センターは4カ所設置しています。

回答:福祉部介護保険課

5, 障害者の65歳問題について

①介護保険第1号被保険者となった障害者に対し、一律に介護保険サービスを優先することなく厚生労働省通知(平成19年3月28日付)をふまえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行うこと。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付介護保険制度との適用関係等について、適切な運用に努めています。

回答:福祉部介護保険課

5, 障害者の65歳問題について

②64歳までの障害者サービス利用時と同様に住民税非課税世帯には利用料無料とすること。

他の介護保険利用者と同様1割負担をお願いしているところです。

回答:福祉部介護保険課

6, 生活保護について

①ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

平成26年4月現在694世帯に対し、正規職員6人、任期付短時間職員3人の9人体制で、全員社会福祉主事任用資格者です。

ケースワーカー1人当り、標準数の80世帯で、国の基準を満たした人員配置となっております。今後も申請者に対し、適切な対応を心掛けていきます。

回答:福祉部生活福祉課

6, 生活保護について

②自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにする。 「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。

窓口用に「生活保護制度について」の小冊子、また、保護の相談、申請時の説明用に「生活保護のてびき」、保護の開始された方用の「生活保護のしおり」を作成しております。

窓口、相談時においてそれぞれを活用し、わかりやすく説明に努めているところです。

回答:福祉部生活福祉課

6, 生活保護について

③申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟を踏まえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の場を確保すること。

ケースワーカーが、面談や家庭訪問により生活状況等を把握し、ケース診断会議を開催し、組織的に助言、指導を行なっております。

就労支援相談員が、きめ細かい就労支援を行ない、またハローワークと連携を密にし、仕事の確保のため支援を行っております。

回答:福祉部生活福祉課

6, 生活保護について

④通院や就職活動などのための移送費(交通費)を法令通り支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。

就職活動や必要な医療が受けられるよう移送費の審査、決定を行っているところです。

今後も就職活動や通院が阻害されないようわかりやすく説明に努めてまいります。

回答:福祉部生活福祉課

6, 生活保護について

⑤国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を確保すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。

休日、夜間の急病時の「医療券」は、医療機関の協力の下、後日発行で対応できております。

回答:福祉部生活福祉課

6, 生活保護について

⑥自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。

身体障がい者で、生活状況、必要性、病状などを考慮した上で、保有の是非を判断しております。自動車が無いと生活できない方については保有を認めています。短期間で自立可能と判断される場合は、保有を認めています。

回答:福祉部生活福祉課

6, 生活保護について

⑦警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

面接官等としての警察官OBの配置は考えておりません。

各ケースワーカーが、訪問調査などを行い、受給者の生活について把握に努めております。

回答:福祉部生活福祉課

6, 生活保護について

⑧介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。

介護扶助については、医師やケアマネージャーの意見を聞くなど、その必要性を判断し、適正な運用に努めております。

回答:福祉部生活福祉課

7, 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

①子ども医療費助成制度は、2013年4月段階で1) 全国1742自治体中984自治体(56.4%)が完全無料、2) 1349自治体(77.4%)が所得制限なし、3) 831自治体(47.7%)が通院中学校卒業まで、155自治体(8.9%)が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件を全てクリアしている自治体は1つもなく、全国最低レベルである。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望すること。

現在、乳幼児医療費助成制度として、大阪府の制度では通院の際には3歳未満、入院の際には6歳未満との年齢制限があります。

上記の内容に付け加え、池田市は独自制度として医療費助成制度を設けております。

通院の年齢制限に関しましては、少子化問題にも考慮をし

○ 全ての児童を小学校6年生まで

入院の年齢制限に関しましては、通院年齢に加え15歳(中学3年)まで助成について年齢制限の拡充に努めてきた次第です。

今後の児童福祉医療については、財政事情を見極めながら検討してまいります。

回答:福祉部保険医療課

7, 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

②妊婦検診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。

本市は、1回の無料健診を平成20年度より3回公費負担額を16,600円、平成21年度は14回35,000円、平成22年度は14回42,000円、平成23年度は47,000円、平成24年度は54,000円、平成25年度は61,500円、平成26年度は、84,000円に増額してきました。今後も、財政状況を鑑み検討してまいります。

回答:子ども・健康部健康増進課

7, 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

③就学援助の適用条件については生活保護基準1.3倍以上とし所得でみること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。昨年8月、今年4月の生活保護基準引下げがどのように影響したかについて具体的な数値で説明すること。また影響が出ないようにどのような対策をとったのか明らかにすること。

本市では、所得基準ではなく、文部科学省(当時文部省)昭和39年通達「就学援助費に係る事務処理要領について」の基準を認定基準としており、申請年度または申請前年度に「市町村民税の非課税」や「国民年金の掛け金の免除」等に該当する者はそれらを証明できる書類、その他、「学校長が学校における日常観察や家庭訪問等により特に援助が必要と認める」者は、状況報告書と申請前年度所得を確認できる書類を申請時に添付を求めています。

申請方法は、毎年申請で学校経由の間接申請方式を採用しており、次年度向けの継続申請は、前学年の時に学校の方で申請の準備をし、申請書に各種証明書類または源泉徴収票、確定申告書の写しの添付により年度当初から申請を受け付けています。

今年度の小・中学生の学用品費および中学生の新入学学用品費は5月中に第1回目の支給をしたところです。

前文にも回答したとおり、本市は所得基準ではないため、生活保護基準の引下げの影響は無いものと考えております。

回答:管理部総務・学務課

7, 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

④子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

家賃補助制度については、大阪府が新婚・子育て世帯向けに補助限度額2万円で特定優良賃貸住宅において実施しています。

本市においては、池田市内の物件に対し、大阪府の当該制度の啓発などを行っています。

回答:都市建設部交通・総務課

7, 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

⑤独自の「子ども手当」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこと。

市独自の現金給付については、現在のところ検討はしておりません。

貧困解決は国の児童手当や児童扶養手当等の現金給付を継続するとともに、一人親家庭については、保護者の就労支援を併せて援助する必要があると、今後、ハローワーク等と連携し充実させていく所存です。

回答:子ども・健康部子育て支援課

7, 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

⑥中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とすること。

中学校給食は、平成26年度より完全給食・全員喫食で実施しており、民間調理場で調理し、盛付けまで済ませるランチボックス方式を採用しております。

自校方式は、各校に大規模な調理室を確保する必要があり、調理室整備費用に1校当たり2.5億～3億円の初期費用がかかることや、食缶での提供となり配膳の時間も考慮が必要となるため、5中学一斉に実施できる方式として現行の手法となりました。自校方式を含め給食の方式については、将来的な検討課題として認識しておりますが、現在、実施は考えておりません。

回答:子ども・管理部保健給食課

7. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

⑦ここ10年間の人口流入・流出についての動向とその原因分析、さらに少子化対策、現役世代の定着のためにどのような施策を展開しているのかについてお知らせいただきたい。

池田市における平成26年4月末現在の人口は102,701人。過去10年間の人口の流れは10万1千人台から10万4千人台を推移しており、ほぼ横ばい状態となっている状況です。人口推移の特徴としては、人口が横ばい状態にもかかわらず、世帯数は10年前と比べ約3,000世帯増えており、一戸建て個数が多い地域では、人口は伸び悩んでいるか若しくは減少傾向にあり、マンション建設の多い地域では、逆に人口が増加傾向にある状況となっております。池田市は、京阪神都市圏の中心である大阪都心部から20分圏内と交通の利便性を有するほか、猪名川や五月山といった自然環境にも恵まれており、地理的な要素よりも、少子高齢化に伴う家族形態の変化が大きな要因となっているものと考えます。

ダイハツ工業の本社があるほか、日清のインスタントラーメン発明記念館や落語ミュージアム、五月山動物園など観光資源が多く点在する中、観光施策に力を入れているだけでなく、住みやすいまちづくりをめざし、子育て施策についても現在力を入れているところであります。26年度につきましては、未婚のひとり親世帯へのみなし寡婦（寡夫）控除適用を始めたほか、医療費助成の対象年齢の引き上げ（小学3年生⇒小学6年生）、また、市民の出産を祝福するエンゼル祝品対象の拡充（第2子以降⇒第1子以降）、結婚祝品の見直しを行ったところであります。

今後も引き続き、住みやすいまちづくりをめざし、子育て支援のための施策推進に努力したいと考えております。

回答:総合政策部政策推進課